

回送運行の違反行為ごとの行政処分基準

適用条項	違反行為の種類	事項	基準点数		
			初違反	再違反	再々違反
法第36条の2 第8項第1号	回送運行許可又は回送運行許可番号標が回送自動車以外の自動車のために利用されたとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点	/	/
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
法第36条の2 第8項第2号	回送運行許可証に記載された回送の目的に従わないで回送自動車を運行の用に供したとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点	/	/
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
法第36条の2 第8項第3号	1.法及び法に基づく命令の規定を遵守せず回送自動車を運行の用に供したとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点	/	/
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	2.回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守せず、回送運行許可番号標管理責任者を選任せず、適切に管理しなかったとき又は、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管せず、運輸支局等の求めに応じて提示しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点	/	/
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	3.自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管せず、運輸支局等の求めに応じて提示しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点	/	/
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	4.許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点	/	/
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	5.回送運行に関する業務について、北陸信越運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行わなかったとき	①臨時・偶発的と認められるもの	3点	/	/
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	6.正当な理由がないのに、回送運行許可証の有効期間満了後5日以内に、当該回送運行許可証及び回送運行許可番号標を北陸信越運輸局長に返納しなかったとき。	①懈怠又は故意により5日以内に返納しなかった場合	1点	2点	3点
		②管理不適切等の理由により許可証等を紛失し、これにより返納し得ない場合	2点	4点	6点
	7.許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならない範囲において付された条件に違反したとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点	/	/
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
行政処分等の内容			付与・累計された違反点数		
回送運行許可取消			20点		
違反営業所の許可証等の全部返納及び6ヶ月間の交付・貸与の停止			15～19点		
違反営業所の許可証等の50%返納及び3ヶ月間の交付・貸与の停止			11～14点		
違反営業所の許可証等の20%返納及び2ヶ月間の交付・貸与の停止			7～10点		
違反営業所の許可証等の1組返納及び1ヶ月間の交付・貸与の停止			4～6点		
文書警告			1～3点		